

# 島本町景観審議会の会議の公開に関する要綱

(令和 5 年10月1日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、島本町審議会等の会議の公開に関する指針（以下「指針」という。）に基づき、島本町景観審議会の会議（以下「会議」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、指針の第5項に規定する事項について審議するときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(公開の方法等)

第3条 会議の公開は、島本町景観審議会の会長（以下「審議会の長」という。）が傍聴を希望する者に許可することにより行う。

2 審議会の長は、会議を公正かつ円滑に運営するため、会場の秩序の維持に努めるものとする。

(会議を傍聴できる者)

第4条 公開とした会議は、別に定めるところにより傍聴を許可しない者を除き、住民は傍聴することができる。

(傍聴の定員)

第5条 傍聴の定員は、10人とする。ただし、会場の都合によりこれを増減することができる。

(会議の開催の公表)

第6条 会議の開催は、事前に公表する。ただし、緊急に会議を開催する必要性が生じた場合において、事前に公表する暇がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の公表は、審議会等の会議開催のお知らせ（様式第1号）により、広報誌又はホームページへの掲載、庁舎内の掲示その他適当な方法により行うものとする。

3 第1項の規定による公表をしようとするときは、主に次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 会議の開催日時及び場所
- (3) 傍聴に関する事項
- (4) 問合せ先
- (5) その他必要な事項

(資料の閲覧等)

第7条 会議の資料については、原則として閲覧に供するものとする。

2 閲覧資料は、傍聴定員以内で用意するものとし、不足する場合は複数人で閲覧

するものとする。

- 3 会議の資料は、会議の終了後、速やかに文化・情報コーナーに配架し、閲覧等に供するものとする。

(会議録の作成等)

第8条 会議録等は、速やかに作成する。

- 2 公開した会議の会議録等は、会議録(様式第2号)により、文化・情報コーナーで閲覧等に供するものとともに、ホームページに掲載し、公表に努めるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、会議の長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

## 島本町景観審議会の開催のお知らせ

1 会議名	
2 議題	
3 開催日時及び 開催場所	日時： 年 月 日（ ） 時 分から 場所：
4 傍聴者の定員	
5 傍聴手続	
6 問合せ先	事務局（担当課）：  電話番号：
7 その他	

様式第2号（第8条関係）

# 会 議 録

年 月 日作成

会議名			
開催日時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分		
開催場所			
公開・非公開の別	公開 ・ 一部非公開 ・ 非公開		
一部非公開・非公開の理由			
事務局 (担当課)		傍聴者数	
出席者	委員		
	事務局職員		
	その他		
欠席委員			
議題			
配布資料			
審議等の内容			